

○特地勤務手当等に関する規則の運用について

(昭和35年11月25日岡人委第563号通知)

(沿革)

| | |
|------------------|------------------|
| 昭和43年12月26日第776号 | 昭和45年12月23日第417号 |
| 昭和46年 3月30日第528号 | 昭和48年10月19日第317号 |
| 平成 6年12月22日第276号 | 平成10年 3月17日第238号 |
| 平成19年12月25日第170号 | 平成26年 3月31日第275号 |

改正

特地勤務手当等に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第10号）の制定に伴い、同規則の運用について次のとおり定めたので通知します。

記

第3条関係

第2項第1号の「人事委員会が定める場合」は、職員が当該公署に勤務することとなつた日前1年以内の当該公署に勤務していた期間の末日において当該公署が特地公署に該当していた場合とし、同号の「人事委員会が定める日」は、当該職員がその勤務することとなつた日の直近に受けた特地勤務手当に係る同項各号に定める日とする。

第6条関係

1 第1項の「職員が公署を異にする異動又は公署の移転（以下「異動等」という。）に伴つて住居を移転した」とは、職員が異動等（岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和31年岡山県条例第65号）の適用を受ける職員が、岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員となつた場合及び採用された場合を含む。）を要因として当該異動等の直後の公署に勤務するため住居を移転した場合をいい、移転前の住居から通勤することが容易であるにもかかわらず、便宜、住居を移転した場合等は、これに該当しない。

2 第1項の「人事委員会の定める条件に該当する者」とは、次のとおりとする。

一 その者の有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の公署に勤務させが必要であると各任命権者が認めた場合

二 特地勤務手當に準ずる手当を支給されている場合において、同手当を支給されるに至つた日から起算して3年以内又は異動等の日から起

算して3年を経過する際に他の特地公署又は準特地公署に異動し、かつ、その際住居を移転しなかつた場合

- 3 特地勤務手当に準ずる手当を支給されている職員に、第1項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該事由に関し新たに特地勤務手当に準ずる手当の支給が開始されるので、従前の異動等に係る支給は、終了することとなる。
- 4 第2項の「人事委員会が定める場合」は、職員が当該公署に勤務したこととなつた日前1年以内の当該公署に在勤していた期間の末日において当該公署が特地公署又は準特地公署に該当していた場合であつて、同日において当該職員が特地勤務手当に準ずる手当を受けていたときとし、同項の「人事委員会が定める日」は、当該職員がその勤務することとなつた日の直近に受けていた特地勤務手当に準ずる手当に係る同項に規定する日とする。

第8条関係

- 1 級別区分を異にして異動した場合の特地勤務手当は、級別区分の異なる区分ごとに日割計算によつて支給すること。
- 2 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当は、職員の分限に関する条例（昭和46年岡山県条例第11号）の規定により休職中の職員にあってもその期間中給与が支給される場合にあつては、支給されるものであること。
- 3 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当は、職員の給与が給与条例第14条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号）第25条又は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡山県条例第58号）第9条の2第2項の規定により減額される場合にあっても減額されないものとする。

第9条関係

職員に特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当を支給するにあつては、職員別に、勤務公署名、職名、異動年月日、住居移転年月日並びに特地公署に勤務することとなつた日における給料及び扶養手当の月額その他必要事項を記載した支給調書を作成し、保管するものとする。

別表関係

任命権者は、別表第1及び別表第2に掲げる公署について廃止若しくは移転があるとき又はこれらの公署の所在地における生活環境等の実情に著しい変更があると認められるときには、その変更の内容がわかる書類を人事委員会に提出するものとする。

その他の事項

この通知により難い事情があり、その取扱いについて別の定めを行う必要があると認めるとき又は特地勤務手当等に関する規則及びこの通知の解釈について疑義が生じたときは、その都度人事委員会と協議するものとする。